

城西国際大学イノベーションベースに関する要項

令和4年4月1日

学長決定

(趣旨)

第1条 この要項は、城西国際大学附属機関等に係る規程第7条の規定に基づき、城西国際大学イノベーションベースに関し、必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条 城西国際大学(以下「本学」という。)に、イノベーションベース(以下「ベース」という。)を置く。

(目的)

第3条 ベースは、本学において、先端的・独創的研究を推進することを目指し、重点領域を定めて、民間等外部機関と本学とが連携し、共同研究の促進、人材育成における相互協力等の活動(以下「共創活動」という。)を実施するための研究拠点の育成を図り、研究面における産学官金民連携活動を通じて、その成果を広く社会に還元することを目的とする。

(代表) 副代表及びコーディネーター等)

第4条 ベースに、代表を置く。

- 2 代表は、学長が指名する者をもって充てる。
- 3 代表は、ベースの業務を総括する。
- 4 代表の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 代表が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副代表)

第5条 ベースに、副代表を置くことができる。

- 2 副代表は、代表の職務を補佐する。

(コーディネーター)

第6条 ベースに、コーディネーターを置くことができる。

- 2 コーディネーターは、外部機関との調整を図り、ベース及び各拠点の専門知識を要する業務を行うため、コーディネーターを置く。

(兼務教員等)

第7条 ベースに、兼務教員、客員教員及び特任教員等を置くことができる。

(拠点)

第8条 学長は、本学の教育研究に支障を生じるおそれがなく、かつ、優れた共創活動が期待できると認められる場合には、拠点の設置を決定するものとする。

- 2 拠点の設置期間は、原則として2年以上10年以下とし、その設置期間は、更新できる

ものとする。

3 拠点の組織及び運営については、別に定める。

(共創活動費)

第9条 各拠点は、拠点の設置に当たり、共創活動費を負担するものとする。ただし、特別の事情があると学長が認める場合には、この限りではない。

2 本学は、拠点の運営に必要な経費を適切に分担するため、必要に応じ、予算の範囲内において、経費の一部を負担することがある。

3 共創活動費は、全て本学の会計を通して経理しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 共創活動の実施に当たり、民間等外部機関より技術上及び営業上の情報を受け又は知り得た者は、その一切の情報に係る秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

(事務)

第11条 ベースの事務は、研究・社会貢献部において処理する。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、ベースの運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。